

オンラインで申請
してください。
※一部対象外

令和8年度 名護市 保育施設等 利用案内書（新規申込用）

- ※ 本利用案内書では、認可保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所)をまとめて「保育施設等」といいます。
- ※ 保育施設等の利用を考えている保護者は、必ず本書の内容を確認してください。

もくじ

- 1 オンラインを利用した入園申込について…P.2
- 2 利用できる施設と認定区分について…P.3
- 3 保育施設等を利用することができる方(保育を必要とする事由)…P.5
- 4 保育施設等を利用できる時間について(保育必要量)…P.7
- 5 保育施設等の利用までの流れ…P.8
- 6 認定申請・利用申込方法(受付期間・書類など)…P.10
- 7 利用申込の注意事項…P.15
- 8 広域利用について…P.17
- 9 申込後・利用開始後、状況に変更があった場合…P.18
- 10 利用調整について…P.22
- 11 保護者負担額(保育料)等について…P.24
- 12 その他の保育事業・子育て支援…P.27
- 13 よくある質問と回答(FAQ)…P.29

相談窓口・申請先	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係（本庁舎西側1階） ☎ 0980-53-1212(内線122、129)
対応時間	対応時間:8:30～17:15 ※ 12:00～13:00は対応可能な職員が少ないため、 お待ちいただくことがあります。

各種制度の説明や申請に必要な書類の様式ダウンロードは、
名護市ホームページを活用してください。

<http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>

QRコード



●令和8年度の年齢別クラスの区分

クラス(年齢)	児童の生年月日	クラス(年齢)	児童の生年月日
0歳	令和7年4月2日生～	3歳	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
1歳	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生	4歳	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
2歳	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生	5歳	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生

1 オンラインを利用した入園申込について

名護市では、オンライン申請による保育園等の入園申込みを実施しています。(※一部手続きのぞく) 手続きの待ち時間がなくなり、開庁時間に関係なく申請者のタイミングで、ご自宅から24時間いつでもお手続きいただけます。ただし、利用希望月に合わせた受付期間があります。

注意

オンライン申請対象の手続きは、**オンライン申請のみ対応**となり、**紙媒体での申請は受付できません**。ただし、4月入所の2次選考の申込みのみ紙媒体での受付となります。オンライン申請ができない場合は保育・幼稚園課までご相談ください。

○オンライン申請の対象

オンライン申請対象	オンライン申請対象外（紙媒体で提出）
◎公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（1号のみ）	・公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（1号+午後預かり利用希望）
◎市内認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所）入園申請（2号・3号）	・私立幼稚園・私立認定こども園（1号）に関する申請
◎市内認可保育園、認定こども園及び地域型保育事業所（小規模保育事業所・事業所内保育事業所）異動申込（2号・3号）	・認可外保育園等に関する申請
	・広域利用希望申込
	・届出書などに関する申請

○事前にご準備いただくもの

- ・ スマートフォン、タブレット又はパソコン
- ・ 身分証（マイナンバーカード（推奨）や運転免許証など）
- ・ 利用申込に必要な書類等（P. 11～）

※書類等を撮影し添付する必要があるため**カメラ付きスマートフォン**からの申請をおすすめします※

○申請方法（所要時間約20分～30分程度）

詳しい操作方法や申請ページについては、下記QRコードを読み込んで確認してください。

◎オンライン申請操作方法 すべての手続き共通	◎オンライン入園申請ページ（ぴったりサービス）
	<p>※下のQRコード（ぴったりサービス）から、申込方法に従って検索してください。</p> <div style="text-align: right;"> <p>申込方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市区町村を「名護市」で検索 2 検索条件の「子育て」を選択 3 申込したいもの/希望入所月に合わせて申込 <p>（例）【令和〇年〇月】教育・保育給付認定（2号・3号）兼保育施設等の利用申込</p> </div>

※QRコードが読み込めない場合は「**名護市 特定保育施設等の利用申込**」と検索してください。

2 利用できる施設と認定区分について

保育施設等は、保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある小学校就学前の児童が利用することができます。（単に集団生活を経験させたい等の理由のみでは申込みできません。）

また「子ども・子育て支援制度」では、公立幼稚園や保育施設等を利用する場合に「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

▼利用するために名護市から「教育・保育給付認定」を受ける必要がある施設

施設の種類		特 徴	必要な認定
教育施設 (※1)	幼稚園	<u>満3歳から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。（名護市は公立幼稚園のみ）	1号認定 (教育認定)
	認定こども園 (教育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>満3歳から就学前まで</u> （施設により異なる）の教育を必要とする方が利用できます。	
保育施設等	認可保育園	<u>0歳(※2)から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 (保育認定)
	認定こども園 (保育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>0歳(※2)から小学校就学前まで</u> （施設により異なる）の保育を必要とする方が利用できます。	
	地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所)	<u>0歳(※2)から2歳児クラスまで</u> （施設により異なる）の子どもを対象とし、19名以下の少人数で保育をおこなう施設です。	

※1 教育施設の利用については、各施設にお問い合わせください。（認定手続については別冊の案内書参照）

※2 名護市の保育施設等は、生後6か月に達する月の初日から利用することができます。

教育・保育給付認定(2号・3号)は、申請内容を確認後、年齢と保育の必要性の有無による「認定区分」、就労時間等による「必要量」、保育を必要とする「事由」、認定の「有効期間」について、本市が認定します。

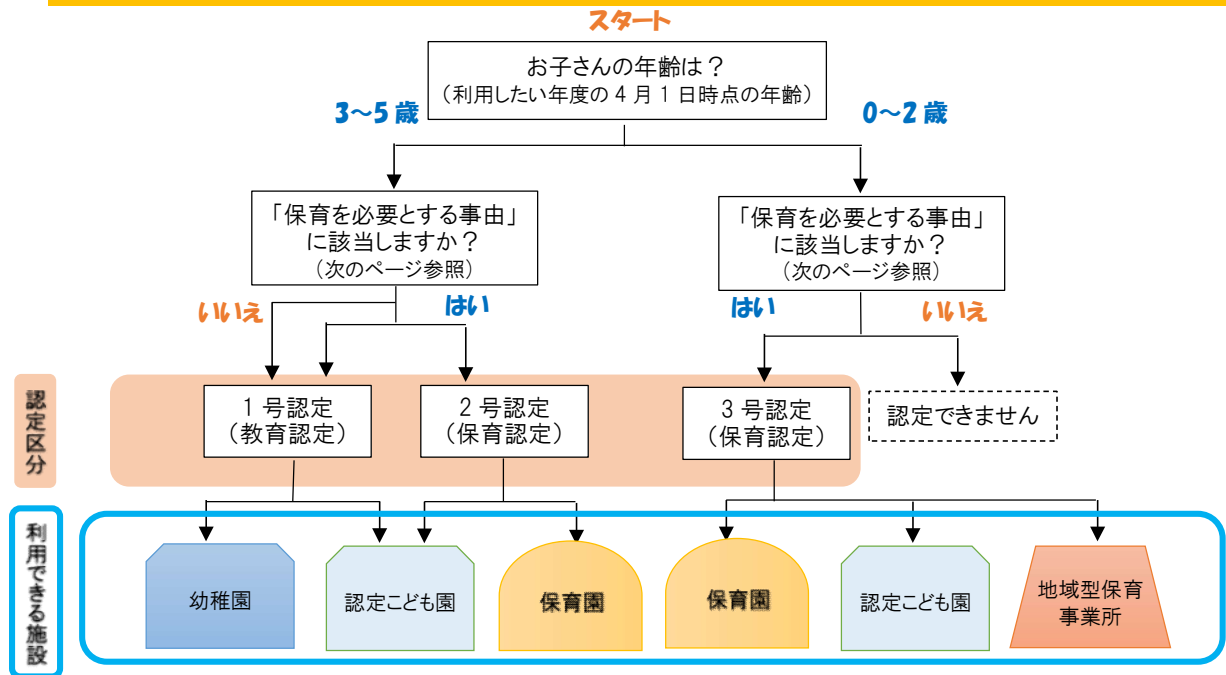
<1号認定(教育認定)>

学齢(クラス)	保育の必要性	教育・保育給付認定の種類	利用できる施設	満年齢
5歳児	必要なし	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園 (教育利用)	6歳
4歳児				5歳
3歳児				4歳
2歳児				3歳

<2・3号認定(保育認定)>

学齢(クラス)	保育の必要性	教育・保育給付認定の種類	利用できる施設	満年齢
5歳児	必要あり	2号認定	・認可保育園 ・認定こども園 (保育利用)	6歳
4歳児				5歳
3歳児				4歳
2歳児		3号認定	・認可保育園 ・認定こども園 (保育利用) ・地域型保育事業所 (小規模保育事業所・事業所内保育事業所)	3歳
1歳児				2歳
0歳児				1歳
				0歳

取得できる認定区分は？ 利用できる施設は？



memo

3 保育施設等を利用することができる方（保育を必要とする事由）

名護市の保育施設等は、生後6か月に達する月の初日から小学校就学前までの子どもで、その保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育を必要とする事由があると認定(2・3号認定)を受けた場合に利用できます。

新規(異動)申込をする場合は、利用(異動)を希望する月の状況に該当する事由で申し込んでください。

(例)4月利用希望の方が、申込時点では就労しているが、3月末で退職し、求職予定→「求職活動」で申込

事由	保育の認定基準	認定の有効期間 (利用できる期間)
①就労(※1)	月に64時間以上労働することを常態としていること	当該状態が続く間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉(申請児童)が、保育が必要であること	産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③疾病・障がい	・医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること ・心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
④介護・看護	月に64時間以上、親族等を常時介護又は看護していること(入院している親族等のお見舞いは含まれない。)	当該状態が続く間
⑤災害活動	震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
⑥求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること	最大90日間
⑦就学	月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること	卒業(修了)予定日が属する月の末日まで
⑧育児休業中の継続通所(※2)	父又は母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども(兄又は姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。	育休対象児が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑨みなし育休中の継続通所(※2)	0歳6か月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども(兄又は姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該家庭保育をする期間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。	家庭保育(みなし育休)の対象となっている児童が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑩虐待・DV	児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等のおそれがあり、家庭保育が困難と認められる場合	当該状態が続く間
⑪その他	上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合	当該状態が続く間

※1 収入を伴わない手伝いやボランティア等は、就労実態が確認できる書類等提出がない場合、就労として認められないことがあります。

※2 在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。

注意1(育休復帰について)

① 育休中の方が認定申請(新規申込)をする場合は、保育施設等の利用開始月の翌月までに育児休業を終了することを前提とした「就労」事由での申請となります。兄弟姉妹で申請をする場合、いずれか1人が保育施設等に先に入所した場合でも、翌月中の復帰が必要です。

(例)4月1日から保育施設等に入所した場合は、4月1日から5月31日の間に育児休業を終了し、遅くとも6月1日から復職している必要があります。

② 認可外保育施設や預かり保育などを無償で利用するために、名護市から認定を受けている育休中(みなし育休含む。)の方が、保育施設等に入園した場合も、①と同様に復帰が必要です。

注意2(育児休業の延長許容について)

① 新規申込をするときに、「希望する施設に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる。」を選択すると、減点の対象となります。許容できなくなった時は、すみやかに窓口にお越しになり手続きをしてください。手続きがない場合は、減点対象のままになってしまいます。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4 保育施設等を利用できる時間について（保育必要量）

保育施設等を利用するために教育・保育給付認定の2号認定又は3号認定を受ける方は、保育必要性の事由の状況により、「保育短時間」と「保育標準時間」に区分されます。（保育必要量）

保育短時間	1日あたり 最大8時間まで
保育標準時間	1日あたり 最大11時間まで

保育を必要とする事由に応じた保育必要量は次のとおりです。

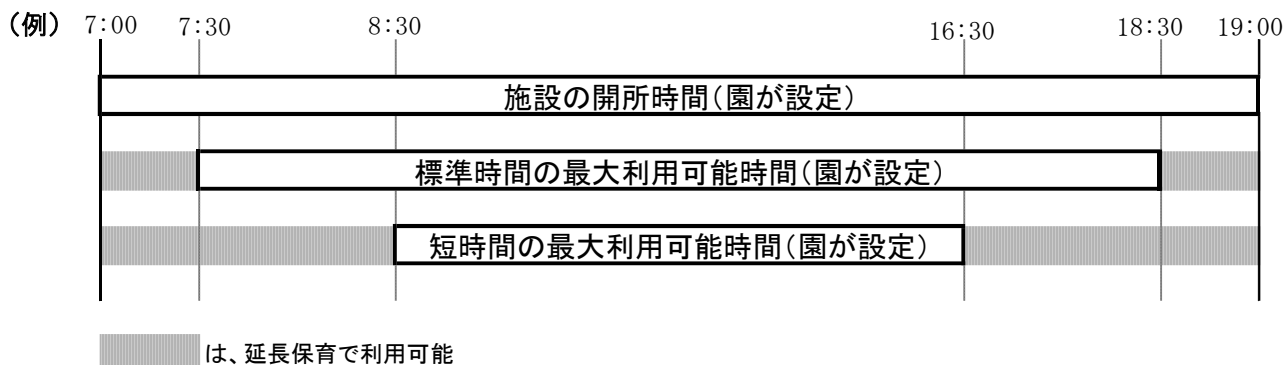
事由	保育必要量	事由	保育必要量
①就労	標準時間 (月120時間以上の就労)	⑥求職活動	標準時間
	短時間(月64時間以上120時間未満の就労)		標準時間 (月120時間以上の就学)
②妊娠・出産	標準時間	⑦就学	短時間(月64時間以上120時間未満の就学)
③疾病・障がい	標準時間		⑧育児休業中の継続通所
④介護・看護	標準時間 (月120時間以上の介護等)	⑨みなし育休中の継続通所	標準時間
	短時間(月64時間以上120時間未満の介護等)	⑩虐待・DV	標準時間
⑤災害活動	標準時間	⑪その他	状況に応じて判断

※ 保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」となります。

※ 「保育標準時間」に該当する方が「保育短時間」を希望することはできますが、「保育短時間」に該当する方が「保育標準時間」を希望することはできません。

保育施設等の開所時間と利用できる時間帯は、各保育施設等で異なります。各保育施設等にお問い合わせいただくか、別紙の名護市認可保育施設等一覧で確認をお願いします。

なお、保育必要量は利用できる最大の時間数ですので、各家庭の状況に合わせて、保育を必要とする時間帯で利用していただきますようお願いいたします。



延長保育を利用したときは各保育施設等が定める延長保育料(実費負担)がかかります。各保育施設等の延長保育料は各保育施設等にお問い合わせいただくか、名護市認可保育施設等一覧を確認してください。

5 保育施設等の利用までの流れ

事前準備

- 利用時間、保育方針、特色等は各保育施設等によって異なりますので、事前に希望する保育園への問合せや見学をおすすめします。また、保育・幼稚園課の窓口又はホームページでは、各保育施設等の基本情報や保育指針を確認することができます。
- 各保育施設等の受入可能人数は、保育・幼稚園課の窓口又はホームページで確認できます。
- 利用案内書を確認のうえ、締切日までに添付資料を準備し、オンライン申請受付期間内に、ぴったりサービス内にある申請フォームにて、必要書類を添付し申請データを送信してください(4月2次選考はオンライン申請不可)。不備がある場合は受付できませんので、余裕を持って準備することをおすすめします(不備があった場合、名護市から申請者に連絡いたします)。各種様式は、窓口又はホームページから取得することができます。(申込受付期間は10ページ、必要書類は11ページ参照)
- 保育料の滞納がある世帯は、選考の点数が減点されますが、指定された日までに納入があった場合は減点されませんので、速やかにお支払いをお願いいたします。

申込・申込後

- 締切日前は、窓口が混雑することがあります。また、申請内容を確認し不備があれば、必要書類を個別に求めます。世帯の状況、申請内容や必要書類によっては時間を要する作業ですので、申込受付期間の早いうちに申込するようお願いいたします。
- オンライン申請後申請内容に不備などがあった場合は保育・幼稚園課から電話連絡をしますので、指定された期日までに**ぴったりサービス内にある【再提出フォーム】**から追加資料を提出してください。
- 保護者の保育を必要とする状況や、世帯の状況に変更があった場合など、申請した内容から変更があった場合は、必ず窓口で変更の手続きを行ってください。(18～21ページ参照)

書類審査・利用調整

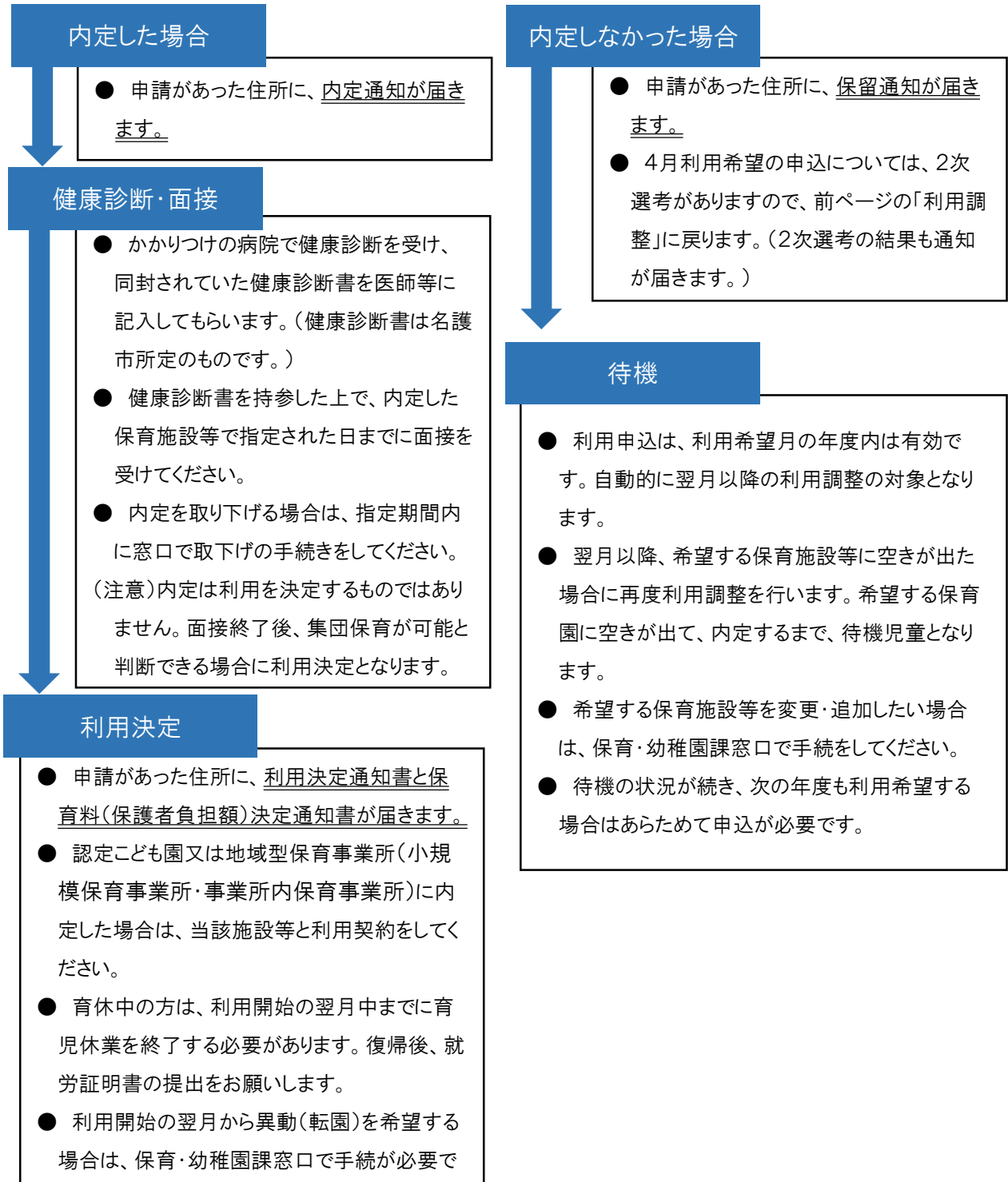
- 申請があった書類の審査(必要に応じて、職場等への訪問又は電話確認、税の申告内容や世帯状況の確認などを行います。)をし、教育・保育給付認定を決定した方について、名護市が選考(利用調整)を行い、保育の必要性(点数)が高い方から内定施設を決定します。ただし、点数が高くても希望する保育施設等に受入枠がない場合は利用調整を行いません。
- 書類審査や内定のことについて、保育・幼稚園課から保護者に電話連絡をする場合があります。連絡が取れない場合は内定とならないこともありますので、申込後に連絡先の変更があった場合は必ず保育・幼稚園課窓口で連絡先変更の手続きをしてください。
- 利用調整の途中経過はお答えすることができません。また、利用調整の結果については本人確認ができないため、電話でお答えすることができませんので、結果通知をお待ちいただくか、保育・幼稚園課窓口にお越しください。

内定した場合

内定しなかった場合(利用保留)

(次のページに続きます)

(前ページからの続き)



各通知等の時期(予定)は、次のとおりです。

通知の種類	4月利用希望申込 (1次選考)	4月利用希望申込 (2次選考)	5月以降利用希望申込
内定通知 保留通知	2月上旬	3月上旬	利用希望月の前月20日頃
利用決定通知 保育料決定通知	3月末までに		利用希望月の前月末

※ 保留通知は、初月の選考後のみ送付され、翌月以降は内定した場合に内定通知が届きます。

6 認定申請・利用申込方法（受付期間・書類など）

(1) 受付期間

《 令和8年4月から利用希望したい場合 》

1次選考 (原則オンライン申請)	令和7年11月4日(火) から 令和7年11月21日(金)まで
2次選考 (オンライン申請不可)	令和7年11月25日(火) から 令和8年2月6日(金)まで ※土日祝日のぞく

※ 上記受付期間に書類を提出しても、不備がある場合は受付できませんので、余裕を持って申込するようお願いいたします。

※ 1次選考の受付期間に間に合わなかった場合は、2次選考の対象となります。2次選考は、1次選考で残った受入枠と、1次選考後新たに生じた受入枠で選考します。

《 令和8年5月以降から利用希望したい場合 》(オンライン申請のみ)

利用希望月(対象者)	申込み受付期間	利用希望月(対象者)	申込み受付期間
5月 (R7年11月生～)	2月1日(日)～4月1日(水)	10月 (R8年4月生～)	7月1日(水)～9月1日(火)
6月 (R7年12月生～)	3月1日(日)～5月1日(金)	11月 (R8年5月生～)	8月1日(土)～10月1日(木)
7月 (R8年1月生～)	4月1日(水)～6月1日(月)	12月 (R8年6月生～)	9月1日(火)～11月1日(日)
8月 (R8年2月生～)	5月1日(金)～7月1日(水)	R9.1月 (R8年7月生～)	10月1日(木)～12月1日(火)
9月 (R8年3月生～)	6月1日(月)～8月1日(土)	R9.2月 (R8年8月生～)	11月1日(日)～1月6日(水)

※ 3月は選考がありません。3月を利用開始希望月として申込はできませんので、育児休業を延長する場合は、ご注意ください。

申請した内容に変更があつて変更後の書類(18～21ページ参照)を提出し、利用調整の点数に影響があつた場合は、上記受付期間に応じた月の選考から変更後の点数が反映されます。
(例)4月利用希望申込をしている方が12月8日に変更の手続をした → 2次選考に点数を反映

(2) 受付時間・場所

受付時間	窓口	8:30 から 17:15 まで (12:00～13:00の間は対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
	オンライン	利用希望月の各申込期日、午後11時59分まで
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階) ☎ 0980-53-1212(内線122,129)	

※ 2次選考は、郵送での申込が可能です(消印有効)が、申込書には個人情報が含まれますので、郵送の場合は記録郵便など追跡可能なサービスを利用することをおすすめします。なお、不備がある場合は受付できませんので、ご了承ください。

(3) 申込に必要な書類

※ 『』で書かれた書類は、必ず名護市指定の様式で提出してください。

※ **【】で書かれた書類は、名護市指定の様式がありますが、オンライン申請の場合は提出不要です。**

※ 証明日(発行日)がある書類の有効期限は、3か月です。(受給者証、障害者手帳など一部書類をのぞく。)

A 全ての方が必要な書類

① 【名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書兼現況届出書】(申込児童につき1部)

② 【保育施設等利用申込書】(申請児童につき1部)

③ 【保育施設等の新規利用申込に関する確認票】(世帯につき1部)

④ 保育を必要とする証明書(世帯につき1部・保護者及び18歳以上60歳未満の同居人それぞれ必要)

下記のうち、利用開始希望月の状況に該当する書類を提出してください。

事由	状況	必要な書類
月64時間以上の就労(内定・復帰予定・各種休業中を含む。)	下記自営業等以外の就労	『就労証明書』 ※【就労証明書(簡易版)】記載要領を確認してください。
	自営業等(農林水産業含む。) ※株式会社、有限会社等は含まれない。 ※②の提出がない場合は求職事由と同じ点数となります。	①『就労証明書』 ②その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書又は給与・報酬の明細の写しなど
妊娠・出産	妊娠中又は産後5か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日又は出生日記載ページ)の写し
疾病・障がい	疾病・負傷等により保育が困難	『診断書(世帯員用)』
	障がいにより保育が困難	①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳等(※)の写し又は『診断書(世帯員用)』
月64時間以上の介護・看護	親族等の介護・看護により保育が困難	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書(被介護・看護者用)』、障害者手帳等(※)又は要介護者認定証の写し

災害復旧	災害復旧活動により保育が困難	①公的機関が発行する罹災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
求職活動	求職活動・起業準備中	①『就労誓約書』 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカードやハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
月64時間以上の就学	学校等・職業訓練校に通っている	①『在学証明書』 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
その他	その他状況により保育が困難(DV・虐待のおそれを含む。)	状況に応じて必要な書類を案内しますので、保育・幼稚園課窓口にご相談ください。

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

⑤【マイナンバー届出書】(世帯につき1部)+本人確認書類

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、保育施設等の利用(認定申請)にあたって、マイナンバーの提出が必要となりました。

※ 本人確認書類は、次のとおりです。

本人確認書類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類 (A又はB)	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(有効期限内のもの)、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの・・・次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
	代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

※ 郵送等の申請の場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※ 本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

(注意)18歳以上60歳未満の同居人の保育を必要とする証明書について

18歳以上60歳未満の同居人の保育を必要とする証明書は、提出がなくても申請を受理することができますが、申請児童を保育することができる同居人がいる可能性があるとなされ、点数が減点されます。

また、子ども・子育て支援新制度では、同一世帯でない(世帯分離している)場合でも、同一住所・同一建物に居住する人を同居人として取り扱うこととされています。

(例)住民票上「〇〇〇」と「〇〇〇2階」で分かれている→同居人として扱います。

同一住所内に建物が2棟あり、それぞれで別世帯が住んでいる→同居人として扱います。

※ 生計が別である書類の提出があれば、同居人として取り扱いません →次ページ1番上

B 該当する方が必要な書類(世帯につき1部)

状況	必要な書類
生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書(全世界帯員記載のもの)
中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯	支援給付受給証明書
里親世帯	里親委託証明書(児童相談所発行のもの)
ひとり親世帯	《児童扶養手当受給中》 ・児童扶養手当受給者証の写し 《児童扶養手当受給していない人》下記のうち1つ ・児童扶養手当認定通知書など受給資格がわかる書類の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ・戸籍謄本(離婚日又は未婚であることの確認)
事実婚相手がいる世帯	事実婚相手を保護者として扱うため、各種必要な書類
同居人に障がい児(者)がいる世帯 (申請児童をのぞく)	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
申請児童が発達障害や発達遅滞、その他理由により特別な支援(医療的ケアを除く)を必要としている場合 ※医療的ケアを必要とする場合は保育・幼稚園課窓口にご相談ください。(詳細は16ページ参照)	①『診断書及び意見書(申請児童用)』 ②次のうち交付されている者の写し(交付されてない場合は不要) 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
名護市に転入予定(利用開始前の指定された日までに転入が必要) (詳細は15ページ参照)	①申請時の住所地在りがわかる住民票謄本の写し ②転入予定先がわかるもの (例)賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書、住民票謄本などの写し ※ ②の提出がない場合でも受付可能ですが、点数が減点されます。
保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《保育施設等を4月～8月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など) 《保育施設等を9月～3月に利用するとき》 2025年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2025)など)
申請児童の保護者又は兄弟姉妹が市外在住	市外に在住する方の住民票謄本の写し

<p>申請児童の兄弟姉妹が右記の施設等を利用している場合</p>	<p>『施設等在籍証明書』 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園 ※ 利用開始希望月の前までに卒園(利用終了)予定の場合は不要</p>
<p>同一住所・建物内に生計が別である親族等がいる場合</p>	<p>生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し ※ 提出がない場合でも受付可能ですが、18歳以上60歳未満の同居人の保育を必要とする書類の提出がない場合は点数が減点されます。</p>

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



7 利用申込の注意事項

(1) 兄弟姉妹が複数申込している場合

兄弟姉妹2人以上が保育施設等の申込をしている場合、「同時に」内定を出す必要があるか、「同じ保育施設等(同園)」でなければ内定を断りたいか、選択することができます。

《「同時」を希望する場合の例》

育休復帰予定・就労予定・求職活動の理由で保育施設等を申込している場合で、**兄弟姉妹の1人でも保育施設等を利用したときは、育休復帰・就労開始・求職活動開始(90日のカウントスタート)しなければなりません。**

申込をしている児童全員が保育施設等を利用しなければ、育休復帰・就労開始・求職活動開始ができないときは、「兄弟姉妹と同時に入園できない場合は、入園を希望しない」を選択してください

《「同園」を希望する場合の例》

送迎が現実的に難しい場合など、兄弟姉妹を別々の保育施設等に通わせたくないときは、「同じ保育施設等でなければ入園を希望しない」を選択してください。

(2) 産休・育休を連続で取得する場合

育児休業中又は出産のため一時離職中の方が、職場復帰を前提とする「就労」での事由で申請する場合、保育施設等の利用開始後は職場復帰が必要となります。(P6参照)

そのため、次のお子様の妊娠及び出産を理由に利用開始予定の翌月中に職場復帰が出来ない場合は、「妊娠・出産」の事由で申込みをする必要があります。

「就労」の事由で保育施設等の利用が決定した場合、期日までの職場復帰が出来ていない場合は退園となりますのでご注意ください。

(3) 転入予定で申込する場合

転入予定で申込をした場合、利用開始日までは名護市に住所登録(転入の手続)をする必要があります。

転入の確認ができない場合は、利用を決定することができませんので、内定通知が届いた方は、下記期日までに名護市に住所登録(転入の手続)をしてください。

就労先の都合等で下記期日までに住所登録(転入の手続)ができないときは、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

令和8年4月利用開始の内定者	→	令和8年3月13日(金)まで
令和8年5月以降利用開始の内定者	→	利用開始月の前月25日前後まで(正確な期日は内定通知書を確認してください)

(4) 分園・地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所)について

基本的に2歳児クラスまでの利用となります。

3歳児クラス以降の保育施設等の利用については、次のとおりです。

《分園》

分園を利用している児童は、自動的に本園の3歳児クラスに進級します。ただし、本園の受入態勢によって、分園利用児童全員が本園に進級できないとき(受入可能枠が不足している場合など)は、別の保育施設等への異動申込の点数に加点するなどの対応をします。

《地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所)》

当該事業所を利用している児童は、卒園の際、連携施設として設定されている保育施設等に優先的に異動することができます。ただし、連携施設が設定されていない当該事業所又は、連携施設の受入態勢によって当該事業所卒園児の児童全員が連携施設に異動できないとき(受入可能枠が不足している場合など)は、別の保育施設等への異動申込の点数に加点するなどの対応をします。

連携施設に十分な優先受入態勢があるにもかかわらず、別の保育施設等のみ異動希望する場合は、点数によっては待機児童となる可能性があります。

各地域型保育事業所(小規模保育事業所・事業所内保育事業所)の連携施設は、保育施設等の一覧をご確認ください。

(5) 特別支援保育を必要とする、又は定期的な医療機関・発達支援施設等の利用がある場合

児童が特別な支援を必要とする場合、他の児童との集団保育の中で個別の対応が必要となるため、希望する保育施設等と事前の調整が必要となります。希望する保育施設等の職員配置や設備などの状況によっては保護者が希望する支援が行えない場合や、保育施設等の利用ができない場合がありますのでご了承ください。

児童が医療的ケアを必要とする場合は、保育・幼稚園課窓口での手続き(オンライン申請不可)となります。医療的ケアが必要な場合、その他児童の発達面や健康面で気になることがある場合は事前にお電話にてご来庁時間をお伝えのうえ保育・幼稚園課窓口までご相談ください。

(6) アレルギー除去食の対応について

アレルギー除去食の対応については、保育施設等によって対応できる範囲が異なりますので、事前に希望する保育施設等に確認をお願いいたします。

(7) ならし保育について

親元を離れて過ごすため、保育施設等に入園したほとんどのお子様は、最初の頃不安な気持ちになります。そのため入園当初は、少しずつ利用時間を延ばしていく「ならし保育」の期間が必要となります。ならし保育の期間はお子様の状況や園の状況によっても異なりますので、各保育施設等にお問い合わせください。

(8) 未成年の保護者について

父、母又はその両方が未成年者の場合は、保育施設等を利用する場合の認定保護者や、階層決定を行う場合の生計該当者が祖父母になる場合がありますので、事前に窓口にご相談してください。

(9) 今年度待機児童の次年度申込みについて

令和8年4月の1次選考の利用申込みをされた方で、令和7年度中の入所が決定した場合は、令和8年度の1次選考の申込みは無効となります。(決定した保育施設以外を希望する場合は新たに2次選考以降の異動申込みが必要となります。)

例:令和7年度新規申込みしている待機児童が、令和8年4月からの1次選考の新規申込み後に、令和8年2月から入園決定した場合、令和8年4月からの1次選考の新規申込みは無効となります。

8 広域利用について

広域利用とは、①住所登録が名護市のまま、名護市外の保育施設等を利用すること、②住所登録が名護市外のまま、名護市の保育施設等を利用することをいいます。

どちらの場合でも、住所登録がある市区町村で認定を受け、住所登録がある市区町村を通して保育施設等がある市区町村に申込をする必要があるため、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますようお願いいたします。

①住所登録が名護市のまま、名護市外の保育施設等を利用する場合(広域委託)

事前に希望する名護市外の保育施設等の受入状況や申込期間などについて、希望先保育施設等がある市区町村に確認してください。当該市区町村の締め切りに間に合うよう、早めに名護市の保育・幼稚園課に申込をする必要があります。(オンライン申請不可。まずは保育・幼稚園課窓口でご相談ください。)

なお、利用できるかどうか、いつまで利用できるかなどについては、保育施設等がある市区町村が決めることとなります。

②住所登録が名護市外のまま、名護市の保育施設等を利用する場合(広域受託)

名護市では、名護市に住所登録がある方(転入予定を含む)の利用調整後、保育施設等に空きがある場合に、名護市外に住所登録がある方が利用することができます。

利用開始を希望する月の受付期間内(10ページ参照)に、住所登録がある市区町村を通して申込してください。

利用できる期間は毎年度3月31日までとなっているため、次年度以降は待機児童の状況によって利用できないことがあります。

また、名護市の保育施設等を利用している方が名護市外に転出した後も、在園する保育施設等を利用したい場合は、広域受託に該当します。

広域利用における保育士・保育教諭の優先案内について

沖縄県の保育施設等における保育士不足の問題を解消するため、沖縄県内の保育施設等に勤務する保育士・保育教諭については、名護市外に住所登録がある場合においても、名護市の保育施設等を優先して利用することができます。

利用を希望する場合は、お早めに名護市と住所登録がある市町村にご相談ください。

9 申込後・利用開始後、状況に変更があった場合

就労状況や家庭の状況など、申請(申込)したときと状況が変わった場合は、必ず窓口で手続きが必要です。

変更があるにもかかわらず手続きがない場合は、虚偽の申請となるため、内定・利用決定の取り消し、利用開始後であっても保育実施解除(退園)となることがあります。

申込中の方が変更の手続きを行った場合で、利用調整の点数に影響がある場合は、**受付期間(10ページ参照)に応じた月から反映**されます。

保育施設等を利用中の方が変更の手続きを行った場合で、保育必要量(7ページ参照)に影響がある場合は、**各月20日までの手続きは翌月に、21日以降の手続きは翌々月に反映**されます。

▼手続きが必要な場合の例(就労状況など、保育の必要性に関すること)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況が変わった(勤務時間、勤務日数、通勤時間、夜勤、単身赴任、勤務地、雇用期間更新など) ・Wワークを始めた、やめた 	<p>①就労証明書</p> <p>②その他事業を行っていることが客観的にわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書又は給与・報酬の明細の写しなど
<p>病気休業、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得した(から復帰した)、期間延長した</p>	<p>就労証明書</p> <p>※ 自営業や勤務先に各種休業制度がなく一時的に離職する場合は、後述の書類を提出してください。</p>
<p>妊娠・出産した(勤務先で産休・育休を取得する場合をのぞく)</p>	<p>親子健康手帳(母子手帳)の写し</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・病気、けが又は入院した ・心身障がい等で就労できなくなった(勤務先で病休を取得する場合をのぞく) 	<p>《疾病・負傷等》</p> <p>診断書(世帯員用)</p> <p>《心身障がい等》</p> <p>①障がい状況等申告書</p> <p>②障害者手帳等の写し又は診断書(世帯員用)</p>

(次のページにつづく)

(前ページのつづき)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・介護看護することとなった(勤務先で介護・看護休業を取得する場合をのぞく)	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受けている者の診断書(被介護・看護者用)、障害者手帳等(※)又は要介護者認定証の写し
・災害復旧活動をする事となった	①公的機関が発行する罹災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
・求職活動、起業準備をする事となった	①就労誓約書 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
・学校等や職業訓練校に通う事となった	①在学証明書 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
・産後5か月後も弟・妹を家庭保育するため、みなし育休を適用したい	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・その他保護者の状況の変更	変更の内容がわかる書類(事前にご相談ください。)

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

▼手続が必要な場合の例(世帯や家庭の状況に関すること)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
・名護市外に転出する ・保育施設等を利用する必要がなくなった ・保育施設等を退園したい	《申込中》→保育施設等利用申込取下げ書 《利用中》→保育施設等利用終了届
・名護市内で転居した ・世帯構成に変更があった(同居家族の増減、離婚・結婚、単身赴任等) ・電話番号に変更があった	届出書
保育施設等の内定を取り下げたい	届出書
保育施設等の利用決定を取り下げたい	保育施設等利用決定辞退届出書
保育施設等を休園したい(最長90日) ※ 90日以上は退園する必要があります。	保育施設等利用一時停止届出書
保育施設等を異動(転園)したい	保育施設等異動申込書(※異動については、別冊の案内書を参照)

(次のページにつづく)

(前ページのつづき)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
生活保護を受けることとなった、又は受給の停止・廃止となった	生活保護受給証明書(全世帯員記載のもの)
ひとり親家庭となった	<p>《離婚、死別、未婚の場合》</p> <p>①戸籍謄本 ※①について、発行元の都合で事実発生日内に提出ができない場合は、先に「届出書」のみ提出してください。</p> <p>②児童扶養手当受給者証(受給者のみ) ※証書が出来次第、後日提出してください</p> <p>《別居、別生計で離婚調停又は裁判中の場合》 調停期日通知書など、事実が確認できる書類の写し</p>
<p>・結婚した</p> <p>・事実婚状態となった</p>	<p>①戸籍謄本(事実婚の場合は不要)</p> <p>②相手方の保育を必要とする証明書類(11ページ参照)</p> <p>③相手方が13ページのいずれかに該当する場合は当該書類</p>
児童扶養手当証書を更新した	児童扶養手当受給者証
児童扶養手当の受給者資格を喪失した	児童扶養手当を喪失したことが分かる通知など
障がい者(児)手帳等を取得・更新又は喪失した	<p>《取得・更新の場合》</p> <p>身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当の受給を確認できる書類・障害基礎年金証書・精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>《喪失の場合》</p> <p>喪失したことが分かる通知など</p>
<p>申請児童又は保育施設等を利用している児童について</p> <p>発達障害や発達遅滞、その他理由により特別な支援(医療的ケアを除く)が必要となった</p> <p>※医療的ケアを必要とする場合は保育・幼稚園課窓口にご相談ください。</p>	<p>①診断書および意見書(申請児童用)</p> <p>②次のうち交付されている者の写し(交付されてない場合は不要)</p> <p>身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給を確認できる書類、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など</p>
市町村民税の申告又は修正申告をした	申告書の控え、又は税務課で発行の申告済半券の写し
保護者のいずれかが市外在住となった	該当する保護者の住民票謄本の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の対象施設に通うことになった	<p>施設等在籍証明書</p> <p>《対象施設》</p> <p>特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園</p>

10 利用調整について

(1) 保育の必要性の点数化

保育施設等の選考(利用調整)は、保育の必要性が高い世帯の児童を優先して、利用する保育施設等を決定していきます。

保育の必要性は、保護者の就労等の状況や家庭の状況によって点数化され、点数が高い方を保育の必要性が高い方とします。

点数は、「名護市保育施設等の利用に関する規則」のよって定められており、基本指数±調整指数の合計が申請児童の点数となります。(別紙「名護市保育施設等利用調整基準」を参照)

(2) 利用調整の方法について

利用調整は、受入枠がある保育施設等のクラス(学齢)ごとに行います。それぞれの申請児童について、利用希望がある保育施設等すべてにおいて利用調整を行い、複数の保育施設等で内定可能な場合は、基本的に希望順位が高い保育施設等で内定となります。

兄弟姉妹が同時に入園を希望する場合、又は同園のみ希望する場合で、申請児童どちらか1人でも内定できない場合は、申請児童の全員が内定児童となりません。(同時・同園希望の申込については、15ページ参照)

利用調整のイメージ

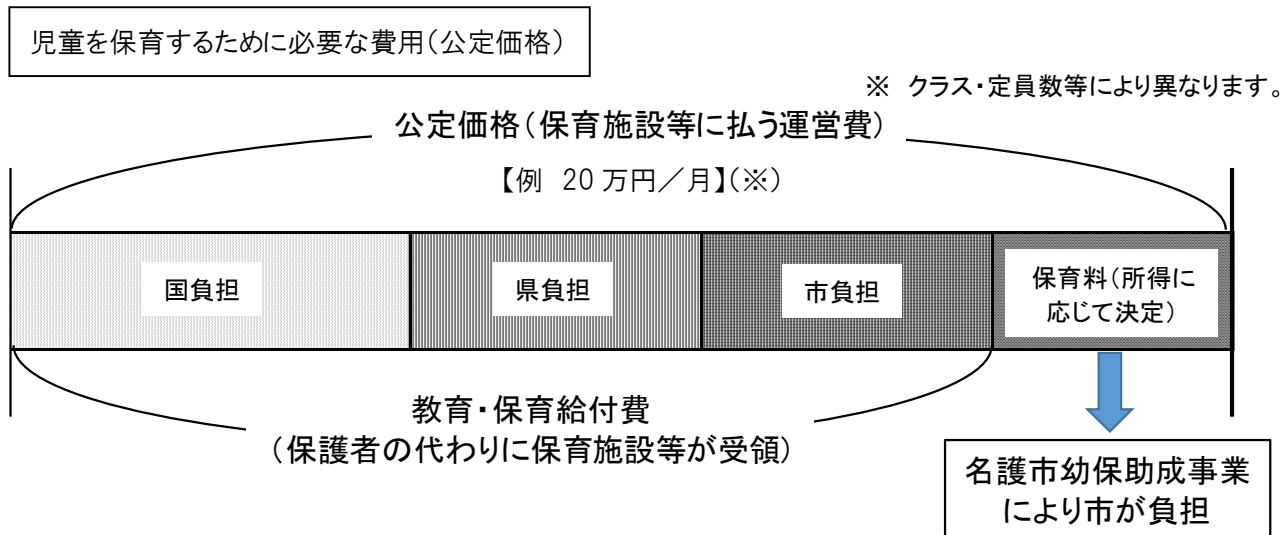
A保育園・1歳児クラス・受入枠3名

	基本指数(父)+基本指数(母)+調整指数=合計	希望順位	結果
申請児童①	55点+55点+10点=120点	第1希望	内定
申請児童②	0点+55点+65点=120点	第2希望	第1希望(B保育園)で内定
申請児童③	55点+55点+(-5)点=105点	第3希望	第1希望・第2希望は保留 →A保育園で内定
申請児童④	50点+35点+0点=85点	第1希望	内定
申請児童⑤	55点+25点+1点=81点	第1希望	保留

同点の場合の優先順位(希望順位も同じである場合)

順位	利用調整指数が同点で、希望順位も同位である場合の優先順位 (下記の順序で優先利用を決定する。)
1	名護市在住者(転入予定者を含む。)
2	同居親族など他の保育手段がない「ひとり親家庭」(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む。)
3	基本指数が高いもの
4	要保護世帯である場合
5	既に兄弟姉妹が特定保育施設等の保育を利用しており、同一の特定保育施設等となる場合
6	養育している小学校就学前子ども的人数が多い者(利用希望月の属する年度に小学校就学している子どもは含まない。)
7	保護者の就労(勤務)先等が市外の場合(移動距離が約25km以上とする)

1.1 保護者負担額（保育料）等について



(1) 保育料の無償化・算定方法について

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラス以上(満3歳で最初の4月1日以降)のすべての子ども、0歳から2歳児クラス(満3歳で最初の3月31日まで)で非課税世帯の子どもについては、保育料が0円となりました。

また、名護市では、名護市幼保助成事業により、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる子どもに係る保育料の額の助成金を保育施設等に交付することで、保護者負担の軽減を図っています。

そのため、名護市の保育施設等を利用する子どもについて保育料の負担は発生しませんが、後述の副食費免除者の決定や名護市幼保助成事業の助成金額算出のために今後も階層認定を行なう必要がありますので、名護市への必要書類の提出や関係機関への届出(市町村民税の申告など)は、必要となります。

保育料の算定方法(階層認定)は、次の要件により決定されます。

1 世帯の市区町村民税課税額	全ての保護者および家計の主宰者となる者の税額を合算
2 認定区分	2号認定(3~5歳児クラス)又は3号認定(0~2歳児クラス)
3 保育必要量	保育標準時間認定又は保育短時間認定
4 子どもの順番(第何子か)	・低所得世帯等はカウントする子どもの年齢関係なし ・低所得世帯以外は未就学児からカウント
5 被保護世帯かどうか	・生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 ・里親世帯
6 要保護世帯かどうか	ひとり親世帯・障がい者(児)がいる世帯で、市町村民税課税額が77,101円未満の世帯

本来発生している名護市の保育料については、別紙の「名護市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額(保育料)と副食費免除対象者」を確認してください。

② 世帯の市区町村民税課税額

保育料算定(階層認定)のため使用する市町村民税課税額は毎年9月に切り替わります。

令和8年4月～8月の保育料	令和7年度の市町村民税課税額で算定 (令和6年1月～令和6年12月の所得)
令和8年9月～令和9年3月の保育料	令和8年度の市町村民税課税額で算定 (令和7年1月～令和7年12月の所得)

※ 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用を受ける前の金額で算定します。

③ 家計の主宰者

保育料を算定(階層認定)する際に、保護者の収入金額が、生活基準額未満となる場合は、同居している祖父母等のうち、収入金額が最も多い者を家計の主宰者として考え、当該家計の主宰者の収入を合算して保育料を算定(階層認定)する必要があります。

世帯分離をしている場合でも、同一住所又は同一建物に居住する人は同居人として考えます(12ページ参照)ので、同居人の収入状況等を調査することがあります。

同居する祖父母等が家計の主宰者となった場合でも、直近3か月の保護者の収入が生活基準額を超え、今後もその収入が見込めるときは、保護者のみの収入で保育料を算定(階層認定)しますので、保育・幼稚園課にご連絡をお願いします。(保護者からの申出が必要です。)

④ 税の申告をしていない世帯、又は課税状況が不明な世帯

下記に該当する世帯は、市町村民税課税額がわからないため、保育料の算定(階層認定)をすることができません。必ず申告・必要書類の提出をお願いします。

- ① 税の申告をしていない
- ② 1月1日時点で名護市に住民登録がなく、住民登録があった自治体で税の申告をしていない
- ③ 国外で就労又は軍に所属し、収入がわかる証明書(W-2等)を提出していない

⑤ 子どもの順番の数え方

保育料の算定(階層認定)において、何番目の子どもとするかどうかを決める際に、所得に応じてカウントする年齢に制限があります。

市町村民税課税額	カウントの対象となる子ども
①市町村民税課税額が「57,700円未満」(階層区分4-1階層以下) ②要保護世帯(ひとり親家庭等)で、世帯の市区町村民税額が「77,101円未満」(階層区分4-4H階層以下)	・生計が同一のすべての子ども
上記①②以外の世帯	・対象施設(※)を利用する小学校就学前子ども

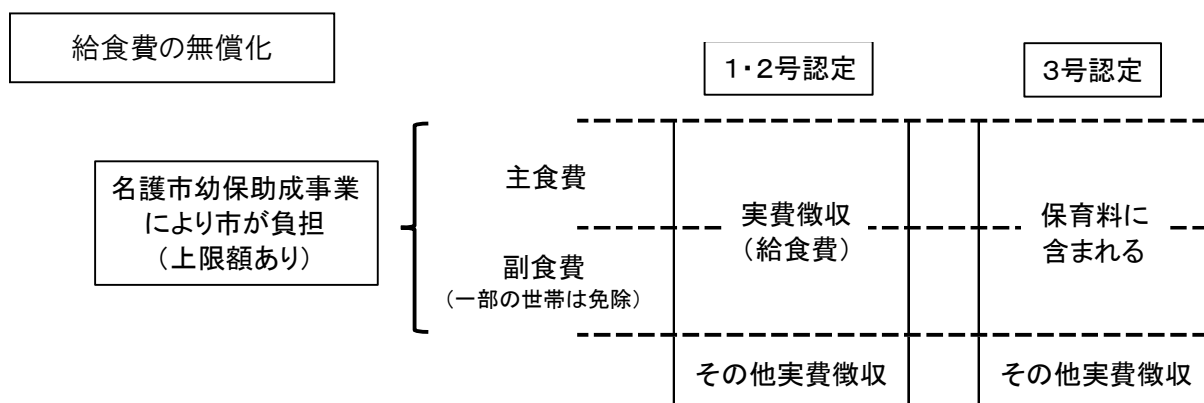
※ 対象施設・・・認定こども園、幼稚園(新制度・未移行いずれも)、特別支援学校幼稚園部、保育所(利用定員が20名以上)、地域型保育事業(特例保育含む)、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

(6) 給食費について

給食費は、主食費(米、パン等の主食)と副食費(おかず、おやつ等)の合計額であり、その金額は、各保育施設等が定め、保護者から徴収します。

0～2歳児クラスについては、保育料に給食費が含まれています。また、3～5歳児クラスについては、市町村民税の所得割額が57,700円(要保護世帯等は77,101円)未満の世帯の子どもと所得割額に関係なく第3子については、副食費が免除されます。

名護市では、名護市幼保助成事業により給食費についても各保育施設等に助成金を交付することにより、実際の保護者の負担額を無償としています。助成金の上限額を超える額で給食費を設定している保育施設等については、各保育施設等から超過分の給食費用が徴収されることがあります。(副食費免除者は、副食費の超過分も徴収されることはありません。)



(7) その他の実費徴収について

各保育施設等では、絵本代・文房具代・遠足などの費用として、実費負担が発生する場合があります。

徴収する費用などは各保育施設等で異なるため、利用を希望する保育施設等に確認をお願いいたします。

また、延長保育を利用したときも、各保育施設等が定める延長保育料が実費負担となります。(7ページ参照)

1 2 その他の保育事業・子育て支援

(1) 認可外保育事業

認可外保育施設は、認可保育所としての認可を受けていない保育施設です。(別紙一覧参照)

認可外保育施設の利用については、各園に直接申込が必要です。

また、名護市では、国の無償化制度及び名護市幼保助成事業により、県の指導監督基準を満たす認可外保育施設の利用料については無償(上限額あり)となります。無償の対象となるためには名護市から認定を受ける必要があります。(詳細は別冊の案内書を確認してください。)

(2) 病児保育事業

病児保育事業は、児童(おおむね10歳未満)が病気の回復期に至らない場合又は回復期にあるため、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かる事業です。(感染力が強い疾病は利用できません。)

名護市では現在2施設で病児保育事業を実施しています。利用するためには、利用前に事前登録をする必要があります。(登録は毎年必要で、9月に登録切替となります。)

詳細は、名護市ホームページか病児保育についてのチラシやホームページ等を確認してください。

実施施設	・名護療育医療センター附属育ちのクリニック ばんび(大東) ・アイビス名護保育園(大南)
------	---

病児保育事業は、国の無償化の制度により、保育施設等を利用していない3～5歳児クラスの児童について名護市から「施設等利用給付認定」を受けることにより、無料で利用すること(利用料の償還、上限額あり。)ができます。(保育施設等を利用していない0～2歳児クラスの非課税世帯の児童については、元々無料で利用できます。)

「施設等利用給付認定」については、別冊の案内書を確認してください。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を行う人(まかせて会員)と育児を手助けして欲しい人(おねがい会員)を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する事業です。

《問い合わせ先》

名護市ファミリー・サポート・センター事務所

住所:名護市大中三丁目9番1号 官公労2階

TEL:0980-43-7540

ファミリー・サポート・センター事業は、国の無償化の制度により、保育施設等を利用していない3～5歳児クラスの児童、保育施設等を利用していない0～2歳児クラスの非課税世帯の児童は、名護市から「施設等利用給付認定」を受けることにより、無料で利用すること(利用料の償還、上限額あり。)ができます。

「施設等利用給付認定」については、別冊の案内書を確認してください。

(4) 一時預かり保育事業

一時預かり保育事業は、保育所等を利用していない家庭において、突発的な入院や事故など「緊急」に保育が困難な場合、又は保護者のリフレッシュ等のために一時的に児童を預かる事業です。

詳細は、一時預かりのチラシ(名護市ホームページか窓口)を確認してください。

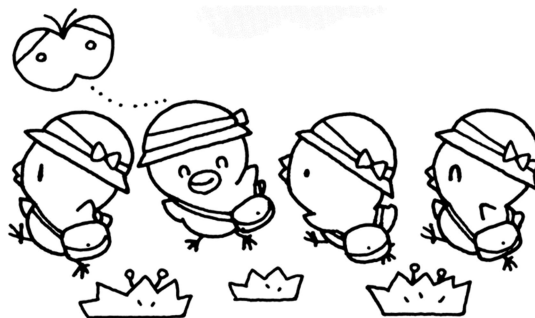
⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園など地域の身近な場所で、妊娠中の方や乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

名護市では、次の場所で「子育て支援センター」を設置しています。（令和7年度現在）

お問い合わせは各施設にお願いいたします。

- ① いいっこ広場(労働福祉センター)
- ② 地域子育て支援センター あい(あい保育園)
- ③ 子育て支援センター あしびな～(実りの里保育園)
- ④ 子育て広場 ヤッホーハウス(やまびこ保育園)
- ⑤ すだっちクラブ(すだつ保育園)
- ⑥ 子育て支援センター パンの木ルーム(銀のすず保育園)



⑥ その他の各種相談窓口

相談内容		相談窓口
子どもの発達に関すること	発達が遅いように感じる、気になる行動があるなど、子どもの発達について	『発達について』 →健康増進課 『保育施設等の利用について』 →保育・幼稚園課
育児や家庭に関すること	0歳から18歳までのお子さんについて、日頃悩んでいる育児の問題、近所での虐待が気になるなど、子どもに関するさまざまな問題や夫婦・家庭の問題の相談について	子育て支援課 家庭支援係
その他保育施設等の利用について、子育て支援のサービスについて		保育・幼稚園課

施設等利用給付認定のみなし認定

保育施設等の申込をして、保留(待機児童)となった場合に、名護市から「施設等利用給付認定決定通知」が送付されることがあります。教育・保育給付認定を受けている方の一部は、施設等利用給付認定の要件も満たしているためです。これを「のみなし認定」といいます。

「施設等利用給付認定」を受けている方は、待機児童の間、前ページの「認可外保育施設」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」を無料(上限額あり)で利用することができます。

詳細は、保育・幼稚園課にお問い合わせいただくか、名護市ホームページ、別冊の案内書、施設等利用給付認定証に同封されているチラシなどを確認してください。

待機児童となった場合でも、次に該当する方は施設等利用給付認定決定通知を送付していません。

②～⑤に該当する方で認定を受けたい方は、保育・幼稚園課で手続きをお願いします。

- ① 0～2歳児クラスの課税世帯(施設等利用給付認定の要件を満たさないため)
- ② 今年度以降に、必要な書類を提出していない(現況が確認できていない)場合
- ③ 0～2歳児クラスに該当し、最新の課税状況が確認できず、無償化の対象となるかどうか不明な場合
- ④ 「求職活動」、「就労(育休復帰予定)」又は「就労予定」の事由で申込している場合
- ⑤ 認定の有効期間が切れる場合

13 よくある質問と回答（FAQ）

Q. 各種手続き(希望園の変更、内定取消など)は、電話連絡でも良いですか？

本人確認ができないため、電話連絡、FAX、メール等での受付はしていません。保護者が書類を作成し、親族（祖父母）等の代理者が窓口で手続きをすることは可能です。

Q. 電話番号や住所が変わりました。何か手続きが必要ですか？

保育・幼稚園課窓口で変更の手続きをおねがいします。各種通知の返送がある場合や、保護者に連絡が取れないことで、内定取消・退園などの処分がされることがあります。

Q. 選考結果や、いま何番目待ちかを電話で確認できますか？

本人確認ができないため、電話でのお問い合わせにはお答えできません。通知をお待ちいただくか、直接、窓口にてお問い合わせください。

Q. 正規雇用と非正規雇用で点数に差はありますか？

就労の点数については、就労時間・日数で判断します。パート等の雇用形態による差はありません。

Q. 兄弟姉妹がそれぞれ別の保育施設等に利用決定しました。同じ園に通わせたい場合どうしたらいいですか？

保護者の負担を考慮し、兄弟姉妹については同園になるよう配慮して選考を行います。他に優先される方がいる場合や保育園に空きが少ない場合は、選考の結果、別々の保育園に決定することがあります。同園を希望する場合は、利用決定後『保育施設等異動申込書』を提出していただくと、希望する保育施設等に空きが出た場合に選考の対象となります。

異動申込については、別冊の案内書がありますので、保育・幼稚園課窓口か名護市ホームページから取得し、内容を確認してください。

Q. 仕事の都合(転勤など)のため、転入・転出の必要性がわかりませんが、申込をして良いですか？

名護市から転出(名護市に転入)するかはっきりしない場合でも申し込むことは可能です。後日、名護市から転出(名護市に転入)するかしらないか決まった後、名護市の保育施設等を利用する必要があるときは、申込の取下げ手続きをしてください。

ただし、転入予定の申込の場合で、名護市への転入予定先が未定のときは、点数が減点されます。

Q. 育児休業の延長手続きに必要な証明を発行できますか？

育児休業の延長手続きに必要な「申込の状況」「待機児童となっている間の状況」を証明することができます。

ただし、必要な証明書類の内容(様式)は、育児休業を取得している就労先によりますので、就労先にどの書類(様式)を提出すれば良いか確認をお願いします。(名護ハローワークの指定様式は保育・幼稚園課窓口で取得できます。)

さらに、令和7年4月からは、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わり、延長手続きには「保育所等の利用申込書の写し」も必要となります。そのため、オンライン申請をする場合は、送信後に申込内容のダウンロードをしてください。オンライン申請対象外の方は、窓口を利用申込書を提出する前に、原本をコピーして写しを保管してください。